

台東区被災建築物応急危険度判定の実施について

1 震度5強以上の地震が区内に発生した場合、区は判定実施本部を設置し、以下のとおり応急危険度判定を実施するものとする。

①震度6弱以上→原則、判定を実施する。

(被害状況によっては、判定を実施しないこともできる)

②震度5強以下→被害状況に応じて判定実施本部が必要と判断した場合に実施する。

2 判定拠点は、庁舎または各方面地区の区民事務所等に設置する。

上野方面地区 蔵前方面地区 浅草方面地区 下谷・谷中方面地区

※区域図参照

3 各方面地区には、判定コーディネーターを配置する。

・判定コーディネーターは、区職員の内から任命される。

・判定コーディネーターは、最大5班まで統括する。

・各班は、最大10チーム(二人一組で1チーム)まで編成する。

・判定コーディネーターは、各班の判定員から班長と副班長を任命する。

4 チームの編成は下記の①または②の判定員により構成される。

①区内に在住または在勤の判定員(協議会会員)

②他都道府県の支援による判定員(応援判定員)

・判定対象建築物は、主に民間の共同住宅及び戸建住宅とする。(約3万棟)

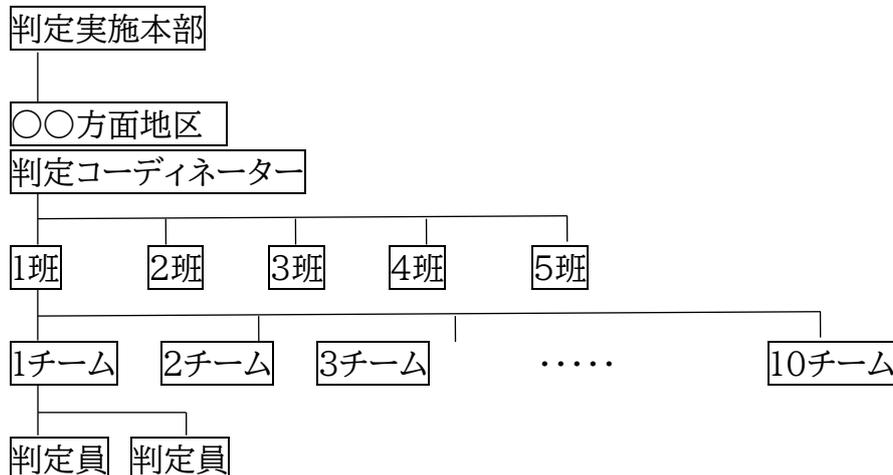
・判定棟数は、1チーム、1日あたり20棟を目安とする。

・判定作業終了後は判定拠点に戻り、判定結果等を班長に報告する。

・班長は、判定結果の集計を行い判定コーディネーターに報告する。

・応急危険度判定は、地震発生後10日以内に終了することを目標とする。

5 判定実施本部組織図



判定業務の実施の流れ

